

基本施策 <5. 情報提供・相談支援体制の充実>

(1) 広報活動の充実、さまざまな媒体を活用した情報の発信

- ①「社協だより」を年4回（5月・8月・11月・2月）発行します。
- ②ホームページやフェイスブックにより情報発信を行います。
- ③宇美町社協製作福祉DVD「ふくしぷらす」及びパンフレットを活用し、社協の事業について周知します。

(2) 相談支援の強化

地域での様々な問題、生活に関する問題など特に潜在化している問題を発見し受け止め、支援につなげていけるよう、きめ細かな相談を行い、支援の強化と関係機関、団体との連携に努めます。

- ①生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6.生活困窮世帯の自立支援」内にて説明

- ②日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

認知症、知的障がい、精神障がいのある方の生活の自立を側面から支援します。預金通帳をお預かりし毎月の支援計画に基づき訪問、生活費、光熱水費の状況確認や支払いなど日常的な金銭管理を行います。

住みなれた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの相談に応じ支援につなげていきます。

(3) 心配ごと相談事業



心配ごと相談員（民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）が住民の抱える日常的な生活の悩み、財産や家族の問題など、様々な相談に応じ、解決へのアドバイスを行います。

平成31年4月から毎月第1、3木曜日へ変更し、また平成31年1月からは電話相談をスタートさせました。今後も身近な相談場所として周知し、住民の悩みごとに対応していきます。

心配ごと相談件数	(R元) 27件	(R2見込) 10件	目標	(R3) 20件
----------	----------	------------	----	----------

(4) 弁護士相談事業（町受託）

福岡県弁護士会から弁護士を派遣していただき、町民の身近な法律相談窓口として実施します。（相談日は毎月第2、4木曜日。要予約）

弁護士相談件数	(R元) 82件	(R2見込) 83件	目標	(R3) 96件
---------	----------	------------	----	----------

(5) 民生委員児童委員との連携強化

社協の事業を行う上で、密接に関わっているのが、民生委員児童委員です。全体で集まる定例会、小学校区ごとで行われている校区部会に参加し、委員との連携を図るとともに情報交換や意見交換を行い、地域における福祉課題等を把握し、情報の共有を図ります。